

中小企業PL保険制度 生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

リコール費用担保特約



CHECK 1

販売事業者のリスクも担保

- 加入が多い業種 ●
- 第1位**
食品、飲料品製造・販売
- 第2位**
皮革製品、衣類製造・販売
- 第3位**
家電・家具製造・販売

重大事故の発生による
リコールに対応!

CHECK 2

部品製造事業者も対象!
(最終製品製造・販売業者からの求償にも対応)

商工3団体の会員の
中小企業者のみが
加入できる制度

中小企業PL保険の「リコール費用担保特約」では、貴社が万一リコールを実施した場合でも、**最大3,000万円**まで補償いたします!

※07年5月に施行された改正消費生活用製品安全法により、
①製品の不具合による重大製品事故(死亡事故、重傷事故、火災、一酸化炭素中毒)が発生した場合には、事故発生を知った日から10日以内に経済産業省へ報告を行うことと義務付けられています。(製造業者、輸入業者が対象)
②報告受付後、事故の概要が主務大臣により公表されます。さらに重大な危害の拡大防止などの観点から、必要がある場合には、詳細な情報に加えて再発防止策などを含めて公表されます。
③その後、報告・立入検査を行い危害の発生、拡大を防止するため必要があると認めるときは、製品回収などの危害防止命令を、報告義務不履行に関しては体制整備命令を発動します。

詳しくは裏面をご覧ください、必ず補償範囲をご確認下さい。

リコール費用担保特約(任意加入)

★リコールの備えは万全ですか？

本特約に加入した中小企業者の皆様が製造・販売した製品の欠陥が原因で、下記(a)～(d)の事故が実際に発生した場合に、皆様が被害拡大の防止を目的として当該製品の回収、検査、修理等の措置(リコール)を実施することによって支出する費用損害に対して、支払い限度額の範囲内で保険金をお支払いします。皆様の製品の供給先の事業者がリコールを実施し、当該費用を求償された場合も補償の対象となります。

(a)死亡・後遺障害 (b)治療に要する期間が30日以上となる傷害・疾病 (c)一酸化炭素中毒 (d)火災による財物の焼損
ただし、保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①リコール実施決定の通知を、保険期間中にすみやかに保険会社にご連絡をいただくこと
- ②リコールの対象となる製品が日本国内に存在すること
- ③法令の規定に基づき事故の発生を行政庁に報告していること、または行政庁によりリコールを命じられていること

※通知前に支出した費用については、保険金支払の対象となりませんのでご注意ください。

- ・リコール費用担保特約は、製品を製造・販売した日にかかわらず、**遡及日(本特約に最初に加入した日。一度本特約を削除した場合は、再度付帯をした日)以降に加入者の占有から離れたもののみが保険金の支払いの対象になります。**(遡及日より前に出荷流通している製品に関する事故や支出費用は対象となりませんのでご注意ください)
- ・今年度より、リコール費用担保特約対象外業務があったとしても、特約対象業務のみ、本特約に加入できるようになりました。
- ・リコール費用担保特約は保険期間中の「中途付帯」はできません。よって、リコール費用担保特約の加入をご希望される場合は、中小企業PL加入時(更新時を含む)にご加入いただきますよう宜しくお願いいたします。

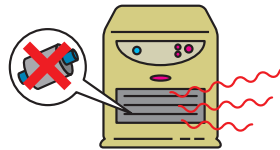
▶ ご加入プラン

PL保険制度のご加入タイプにかかわらず、本特約のご契約タイプは次の一通りとなります。
保険期間中の支払限度額: 3000万円(縮小てん補割合 90%) 自己負担額: なし

(リコールが発生し、社告を行った事例) ※全国紙1社に社告を掲載すると、数百万程度かかるといわれています。

<ガス機器>

ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死亡者がでた。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部分の製造メーカーに対して損害を一部求償した。



<食品>

魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。



PL保険制度(生産物賠償責任保険):主契約

★95年7月の制度発足以来、約11,000件の支払実績!!

本制度に加入した中小企業者の皆様が製造・販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、製品の引渡し後または仕事の終了後に日本国内において他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に貴社に対して損害賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や訴訟費用などの損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

新規・
更改

振込期間 2009年4月1日～5月29日
加入期間 2009年7月1日 午後4時～
2010年7月1日 午後4時

中途
加入

振込期間 毎月1日～末日(6月以降)
加入期間 振込月の翌々月1日 午前0時～
2010年7月1日 午後4時

保険料の計算方法

貴社の「業種」、「前年度売上高または領収金」、お選びいただいた「加入タイプ」により保険料が算出されます。前述の3点を募集代理店または引受保険会社にお伝えいただければ貴社の保険料を算出致します。

(注1) 前年度売上高(または領収金)とは、加入申込時に把握可能な直近の会計年度1年間の売上高(または領収金)をいいます。保険期間中の売上高・領収金による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高・領収金が把握可能な最近の会計年度の売上高・領収金に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

(注2) 09年度契約より最低保険料(1,000円)が適用されます。

※本制度は、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会)の傘下団体の会員で、中小企業基本法に定められている中小企業を加入対象としております。

※このチラシは「生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)」の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である上記各団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

【本制度のお問い合わせ先】

【本制度の引受保険会社は以下の通りです(50音順)】

あいおい損害保険※	セコム損害保険※	ニッセイ同和損害保険※
朝日火災海上保険※	損害保険ジャパン※	ニューインディア保険※
エース損害保険	大同火災海上保険	日本興亜損害保険※
共栄火災海上保険※	東京海上日動火災保険※	富士火災海上保険※
現代海上火災保険※	日新火災海上保険※	三井住友海上火災保険※
スミセイ損害保険		

※の保険会社は「リコール費用特約」を扱っております。

1706-4952-07625-2009年3月作成
E14-82830(1) '09.3.改定(部)